



Hirado city Public Relations
 2017.2.15
 広報ひらど 平成29年2月15日号

未来が変わる。日本が変わる。チャレンジ26

環境にやさしい。古紙配合の再生紙を使用しています。大豆油墨を使用しています。

編集・発行 平戸市行革推進課 〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3
 TEL/0950-22-4111(代) FAX/0950-22-5178
 URL http://www.city.hirado.nagasaki.jp E-mail kouhou@city.hirado.lg.jp
 印刷/有株式会社ケンホクデザイン

「平戸よかよか体操」を毎週実施する各地区の「高齢者の通いの場」募集中



「職人町すこやかサロン」

「職人町すこやかサロン」は「住民主体の通いの場」の取り組みが始まって一番最初に設置されたグループであり、平成27年1月に開始し、今年で3年目を迎えました。

「平戸よかよか体操」を通して、高齢者の介護予防・生きがいの場を作っていきたい」という市の方針に当時の区長が賛同し、住民説明会でも「ぜひやってみたい」という声が多かったため、平戸市で初めて「住民主体の通いの場」が設置されました。

現在ではモデル地区ということで、ほかの地区の関係者から問い合わせがあったり、見学にきてもらっています。

「みんないきいき元気」
高齢者の通いの場訪問
 VOL.11

平戸市では、高齢者がいつまでも元気でいられるために、身近な地区公民館などで健康体操「平戸よかよか体操」を毎週行う場の設置を推進しています。

このコーナーでは各地区の「高齢者の通いの場」を毎月紹介しています。

お問い合わせ 福祉課高齢者支援班(地域包括支援センター) 内線2586

Interview



職人町すこやかサロン
 代表
 さかい 砂値子 さん
 (職人町)

先日、市内病院のリハビリの先生などを招いて、この取り組みの効果を把握するため、体力測定を行いました。その結果、2年間毎週かさず参加していた84歳の虚弱な女性に「下肢の筋力」「歩行能力や歩行のバランス」の改善がみられました。現在では、日常生活でも1人で生活を続け、毎月気分転換に、佐世保の病院までバスで受診に行くなど、今までになかった効果が見られました。

地区には、まだ通いの場に参加していない気になる人がいます。ぜひ参加して健康的な生活をしてもらいたいと思っています。

活動日/毎週月曜
 午後1時～午後2時30分
 活動場所/ホープドリーム
 (平戸市障害者地域活動支援センター)
 対象者/職人町地区住民
 代表/酒井 砂値子
 連絡先/23-8234



正確な住所の届出を

問 市民課戸籍住民班 内線(2523)

3月、4月が近づき、転入転出が多くなる時期になります。入学・就職・転勤などによる引越して住所を異動する人は、市役所や支所・出張所の窓口で「正確な住所の届出」が必要です。

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

下記の点に注意して、手続きを行ってください。

◎他市町村に転出・転入する場合

引越し前の市区町村	[転出前に] 転出届を提出して 転出証明書を受け取る
引越し先の市区町村	[転入した日から14日以内に] 転出証明書を添えて 転入届を提出

◎平戸市内で転居する場合

市役所市民課 支所・出張所	[転居した日から14日以内に] 転居届を提出
---------------	---------------------------

◎「マイナンバーカード」(個人カード)「通知カード」の住所変更も忘れずに!

「マイナンバーカード」(個人カード)

「通知カード」

※これらカードの「住所」は最新のものにする必要があります。

◎有効期限内の「住民基本台帳カード」をお持ちの人は、住所変更の手続きもお忘れなく!



募 集

INFORMATION

平戸市公共施設等総合管理
計画策定に伴う意見の募集

☎ 圏行革推進課行革推進班
☎ 内線23353

本市における、道路、橋りょうなどを
含む公共施設全体の適正化および
長寿命化などに関する実施方針を
取りまとめた「平戸市公共施設等総
合管理計画」策定に伴い、市民皆さ
んのご提案を反映させるため、意見
を募集します。

○計画の趣旨 本市における公共施設
設は、老朽化が著しい施設が多数
存在します。今後の人口動向や、
財政運営などを踏まえ、公共施設
の適正化に関する基本的な考え方
や、本市における拠点となる施設
のあり方などをまとめた「平戸市
公共施設適正化基本方針」を平成
27年3月に策定しました。

この方針に基づき、道路、橋
りょうなどを含む公共施設全体を
対象として、次世代の負担となら
ない公共施設の管理のあり方を示
すために、本計画を策定するもの
です。

○計画の入手方法 市ホームページ
「パブリックコメント」のページ
に掲載します。また、市役所窓口
（本庁総務課・各支所地域振興

課・各出張所および度島連絡所）
で閲覧できます。

提出方法

- ① 行革推進課および各支所・出張
所へ直接提出
- ② 郵便またはEメール
行革推進課行革推進班
gyokaku@city.hirado.lg.jp
- ③ FAX 225178

※様式はホームページに掲載し
ていますが、異なる様式であつ
ても構いません。なお、氏名、
住所の記入がないものについて
は受け付けることができません
のでご注意ください。

○募集期限 3月10日(金)

○その他 窓口や電話における口頭
での受け付けは行いませんので、
あらかじめご了承ください。また、
提出されたご意見は、個人情報
を除き、市の考え方と共に公表し
ます。

平成29年度平戸市奨学資
金の奨学生の募集

☎ 圏教育委員会教育総務課
☎ 内線2603

○対象者 高校・高専・専修・短大・
大学に進学予定、または在学中で、
保護者が市内に居住しており、経
済的理由から修学が困難であると
認められる人
※ほかの奨学制度からの貸与を受

けている人は、対象になりません。

- 貸与金額(月額)
 - ▼高校(国公立) 1万2千円
 - ▼高校(私立) 2万4千円
 - ▼高専・専修
 - (自宅) 1万2千円～3万円
 - (自宅外) 1万2千円～4万円
 - ▼短大・大学
 - (自宅) 3万円
 - (自宅外) 4万円

○就学一時金 30万円(一括)
※大学、短期大学および専修学
校に限る。

○募集期間 3月1日(水)～4月28日(金)

○貸与期間 正規の最短修業年限の
期間
※休学したときなどの期間に対し
ては、貸与できません。

○返還期間 貸与期間満了の月の翌
月から据え置き期間を1年以内と
し、10年以内の期間内に月賦、半
年賦、年賦、または全額一括返還
となります。

なお、産業後継者として認定さ
れた場合は、奨学金が免除される
ことがあります。

乳幼児への育児用品貸し
出しの募集

☎ 圏福祉課子育て支援班
☎ 内線2574

乳幼児の健やかな成長を支援し、

にお宅に伺っています。メーター
ボックスの近くに犬をつないだり
車や荷物、雑草でふさいだりしな
いよう、ご協力をお願いします。

※土・日・祝日の緊急用件については、
平戸浄水場(22・2577)へご連
絡ください。

「救急医療情報キット」の
活用を

☎ 保健センター保健サービス班
☎ 57・0977

1人暮らしの高齢者などを対象に
「救急医療情報キット」を配布してい
ます。このキットは「かかりつけ医
療機関」「持病」「緊急連絡先」などの
情報を専用の容器に入れ、自宅の冷
蔵庫に保管しておくもので、救急隊
員が救急活動に必要と判断した場合
に使用します。

○対象者 高齢者のみの世帯、身体
障がいなどの手帳をお持ちの人、
難病患者など健康上不安を抱えて
いる人

○配布場所 保健センター

お詫びと訂正
広報ひらど2月号で内
容に誤りがありましたの
で、お詫びするとともに、
下記のとおり訂正します。
●P33 第66回郡市対
抗県下一周駅伝大会出
場予定者 NO.23
誤「山口直人」
→正「山口直也」

お知らせ
ひとり親家庭の資金貸付
と給付金の案内

☎ 圏福祉課子育て支援班
☎ 内線2576

○母子父子寡婦福祉資金貸付

- ▼事業開始資金(貸付限度額)
283万円
- ▼技能習得・修業資金
貸付月額(上限)6万8千円
- ▼自動車免許取得
(上限)46万円

▼修学資金(私立高校、自宅通学
の場合)

○自立支援教育訓練給付金

▼市の指定する職業能力の開発の
ための講座を受講した場合(例
介護実務者研修など)
受講料の6割相当額を支給
(上限20万円、下限1万2千円)

○高等職業訓練促進給付金

▼看護師等の資格を取得するため
に1年以上(上限3年)養成機
関などで受講し就業する場合
(通信講座含む)に支給

- ・市町村民税非課税世帯
月額 10万円
- ・市町村民税課税世帯
月額 7万5000円

○高等学校卒業程度認定試験合格支

援事業

▼「高卒認定試験」合格のための
講座(通信講座含む)を受けて
修了した際
受講費用の2割を支給

▼「高卒認定試験」合格した際
受講費用の4割を支給
※最大受講費用の6割を支給(上
限15万円)

水道局からのお願い

☎ 水道局総務班
☎ 22・2878

「水道の開始・休止などの届け出は
お早めに」

3月、4月は、転勤や進学などに
伴う異動が多くなります。水道の「開
始」「休止」「死亡」などによる名義変
更などの届け出は、お早めにご連
絡ください。「開始」の届け出は2
日前までをお願いします。また、「休
止」の届け出がないと基本料金がか
かりますのでご注意ください。
※電話でも届け出を受け付けていま
す。(平日のみ)

「水道料金のお支払いは、『口座振
替』が便利です。」

口座振替を希望する人は、通帳と
届出印を持参し、最寄りの金融機関
で備え付けの申込書に必要事項を記
入の上、お申し込みください。
「検針にご協力を」
検針員が毎月水道の使用量の検針

Topics
地域の稼ぐ力を引き出すために
1月26日、平戸文化センターで「地方創生時代の観光地経営～
日本版DMOの構築について～」と題し、近畿大学経営学部教授の
高橋一夫氏を講師に迎え「長崎県DMOセミナー」が開催されました。
講演では「ビジネスとしての観光は集客だけが目的ではなく、
客単価や地元調達の向上がセットにならないと経済波及効果はで
にくい。DMO・行政・民間の役割分担を明確にし、Win-Winの状
況をつくる資金と人材確保が大事」と話しました。

◎市役所各課へは代表番号(☎0950-22-4111)からお回しします